

令和5年第1回 文教厚生委員会 閉会中特定事件審査経過報告書

文教厚生委員会では、令和4年12月23日に関係部課長の出席を求め、閉会中における特定事件「子育て施設及び教育施設の整備拡充・維持管理について」に関し、「入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業に係る構成企業の変更及び辞退について」を議題とし、閉会中特定事件審査を行った。

審査の趣旨

入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業については、これまで2度にわたる構成企業の変更や辞退が生じている状況であり、これまでの経過を踏まえ、今後の事業への影響等について審査を行ったものである。

説明の概要

施設整備計画決定から現時点までの経過については、令和2年9月28日に入曽地区子育て支援拠点施設等整備基本計画を策定、令和2年10月15日に第1回審査委員会、令和2年11月20日に第2回審査委員会を開催し、公募資料の実施方針、募集要項、業務要求水準書、審査基準書の確認等を行い、令和2年12月21日から令和3年3月4日まで公募を行い、令和3年3月18日に第3回審査委員会を開催し、第1次審査結果確認及び第2次審査を実施し、令和3年3月31日に優先交渉権者を決定した。令和3年5月10日に文教厚生委員会協議会において入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業に係る進捗状況を報告、令和3年5月31日に基本協定（仮）を締結、令和3年6月22日に市議会定例会における債務負担行為設定に係る議決を受け基本協定が発効、令和3年11月16日にウッドショックに伴う子育て支援拠点施設及び公共広場の開所の時期が令和5年9月に変更になることについて文教厚生委員会協議会へ報告、令和4年5月10日に民間事業者から構成企業の変更に係る協議書が提出され、市がこれを受領した。

令和4年5月17日に施設整備業務を担う構成企業のA社の辞退とこれに代わり構成企業となったB社の事業への参加を市が承認。令和4年6月9日に構成企業の変更に伴い、基本協定書について変更協定を締結。令和4年7月7日に基本設計完了。令和4年7月20日に配置図及び平面図を文教厚生委員会協議会に報告。令和4年8月10日に事業者から地盤改良工事の必要性について提起。令和4年8月23日及び29日に地盤改良工事の必要性について協議。令和4年9月13日に事業者が自らの負担により地盤改良工事を実施すること及び同工事による工期延長を了承する。令和4年9月22日に事業者から地盤改良工事の実施に伴い施設改修予定時期が令和6年1月となると報告を受け、これを了承する。令和4年9月30日に施設改修予定時期を令和6年1月とすることを文教厚生委員会協議会に報告。令

和4年10月7日に開発行為協議結果通知書を事業者が受領。詳細設計図が示され、B社が整備費の積算を開始。令和4年10月19日に本市から事業者へ積算状況を確認。事業者から積算を令和4年10月中にまとめるとの回答。令和4年10月23日及び24日に入曽地域交流センターにおいて地域住民に工事に関する説明会を開催。令和4年10月28日に代表企業とB社が準備工事契約を締結。令和4年10月31日にB社が積算を完了。令和4年11月7日に代表企業からB社が積算した施設整備費と予定事業費に乖離があることについて報告を受ける。令和4年11月15日に事業者が建築確認済証を取得。令和4年11月18日にB社から辞退する旨の意思表示を受ける。代表企業から事業継続に向け、施設開所時期を厳守する前提で新たな建設企業と調整を開始しているとの報告を受ける。令和4年11月22日に代表企業に対し、事業継続の条件として新たな建設企業を早急に決定すること及び本事業を完遂させることを保証する文書の提出を要請。令和4年11月30日に代表企業から調整していた建設企業の本事業への参加意思を確認したこと、自らも施設整備を担うことについて報告を受ける。

令和4年12月5日に代表企業から誓約書を受領するとともに、新たな建設企業とは分離発注や代表企業の調達網を活用して資材調達を行うことについて了承を得られているとの報告を受け、市は事業継続を決定。令和4年12月7日に代表企業から施設整備業務を担うに当たり、資格申告書及び仮設計画が提出される。令和4年12月9日に文教厚生委員会協議会にて報告、という経過になっている。

1回目の事業者辞退の理由とそれに対して市が行った協議の内容と了承した根拠については、辞退届の記載には、本事業に係る施設整備の方針や工程等について事業者内における調整が整わなかったことがあった。辞退については協定書の中であらかじめ想定されており、全ての構成企業の承諾を得て、残存企業で事業を継続するか構成企業を追加することが認められている。協定書に基づき提出されたものであったことから市は承認をした。

2回目の事業者辞退の理由については、まだ辞退届等が提出されていないが、施設整備費について代表企業の予定額とB社の積算額の乖離の調整がつかなかったことによるものである。

事業が継続できると決断するに至った根拠及び理由については、代表企業がB社に代わる建設企業と既に調整を始めており、新たな企業とは事前に条件面等について十分周知した上で協議を進めており、予定額の範囲内での整備ができる見込みである。また、代表企業が施設整備事業も担うこととなった。同一企業の建設部門の参画により辞退した構成企業の業務を引き継ぐことになり、仮設計画の策定や準備工事の着手等について迅速な対応が図られている。さらに、現在の営業部門2名に加えて建設部門の担当者を配置するなど、当該事業について体制強化を図っている。そして、法的効力がある誓約書において事業の完遂について確約している。誓約書は単に決意を示した書面でなく、誓約した者を法的に拘束し、裁判になった際も重要な証拠となるもので、誓約した者は誓約書の内容を遵守しなければならず、違反があれば損害賠償責任等を負うものであり、自らの非を認め、責任を持って

事業の完遂を約する文書の提出は、企業にとっても重大な判断であったものと推測できる。

主な質疑

○前回辞退したA社のときも事前に条件面で十分な協議を行ったという同じような説明を聞いている。それを踏まえてB社が入ったにもかかわらず、もう一度辞退をしている。なぜB社は辞退をしたのか。また、新しく参入する企業についての状況と現場の作業員の賃金の圧迫等が生じないようにする確約は取れるのか。

●B社が辞退した理由については、施設整備費の金額が主なものであったが、整備企業の辞退という不測の事態の中で急遽参入した企業ということもあり、情報共有やコミュニケーションの不足など、信頼関係が構築できなかった側面もある。誓約書において非を認めているとおり、代表企業のマネジメント力不足も認めないと考えている。次に、B社に代わる企業については、構成企業として参加する可能性、または代表企業の協力企業として参加する可能性の両方を含めて、現在協議を行っている。現場の作業員の方の賃金圧迫にならないかということについては、企業内の配分については、市のほうで強制はできないが、賃金圧迫がないよう、引き続き注意を促していく。

○地盤改良工事についてどのような経緯で必要となったのか。

●入間中学校跡地については、体育館を解体したところが埋め戻し土であることを公募資料の中で提示していた。設計業務を担う構成企業の方で、詳細設計が進み様々な構造を計算していく中で、法的に地盤改良をする必要はないが、埋め戻し土と校庭であったところの地盤の強度が違うので、地盤改良を業者の負担で行いたいという提案があった。市としては、工期が遅れても、子どもの安全のために行いたいとの提案であったので了承した。

○構成企業が2回の辞退をしたにもかかわらず、事業を継続すると判断した一番の理由は。

●建設業者でもある代表企業が施設整備に参画しているということが大きい。事業計画に参画する代表企業の初めのスキームでは、マネジメントのみを担当し、地域の施工業者を入れて、公募で他社と競争してこの事業の優先交渉権者になって進めてきたが、代表企業は建設業者でもあることから建物の建設という点について不安はなく、このまま継続しても施設整備はできるとの判断をした。

○構成企業が2度の辞退となり、代表企業が元請として担うような状況になっているが、施設整備業務を行う企業を入れなくてはいけなかった理由は。

●代表企業が今回の事業に応募するに当たって、設計と整備、維持管理の業務を担う構成企業を取りまとめたマネジメントをするという考えで、地域資源の活用が評価項目になっていたのも、地域の

企業とともに事業を進めて、非常時にはバックアップを行うという計画で参加していた。このような事態になったので当面は代表企業が施設整備を担うとともに、現在新たな建設企業と調整を行っている。

○この事業について2社が辞退をしている背景としては、物価や材料費の高騰があるが、設定した価格の中で、経費を圧縮して、面積も小さくするなどしてやっていく方向とのことであるが、このような考え方の理由は。

●市が提示しているリース料の中でPPPという手法で始まった事業である。実際に企業側から提案された図面について、諸室や形など、子どもたちが過ごしやすいところを担当課で精査する中で、建築に向けて進んでいる。物価高騰の動きが並行してあるが、高騰部分については仕様の見直しで対応し、予算の補正はせずに対応できている。今回B社から提示された積算額が代表企業の考えている金額と乖離が生じていたが、精査していくとB社側の見積もりには、若干重なっている部分があった。無理に予算の補正をしないということではなく適正な判断をしている。

○この事業をこの時期にやらなければいけない理由や目的は。

●施設整備の目的は、待機児童という問題ではなく、水野保育所の老朽化という課題があり、この時期に設定している。諸室なり、設計なりが決まってきている段階で、子どもたちのため、地域の子育て家庭のためということを考えると、事業を継続することが一番得策であるとの判断である。

○経費を削減することによって、見えないところで安い材料、質の低い材料を使うことに対するチェック機能が働くのか。

●品質については、市の子どもの施設ということで、ここまでは必要という考えをもって、市と事業者間で協議した仕様に基づき、同じものを代表企業の調達ルートを使って調達してもらうように協議を進めている。

チェック機能については、工事監理業務を担う構成企業が施工監理を責任を持って行う。そのほか、モニタリング事業を業務委託して、違った目で厳しい監理をしてもらうこととなっている。また、市の公共施設管理課でも直工事並みの施工監理をするよう依頼している。

○代表企業がマネジメント能力に欠けていたので、このような事態が起きていると認識するが、その辺を払拭できるのか。

●代表企業については、誓約書においても自らのマネジメント力不足を認めて、今後については代表企業が一丸となって事業に加わるということで、建設部門も加わり、現在事業を進めているところである。マネジメント力不足というところについては、市も厳しく監視をしていく。現在頻度を上

げて、連絡、チェック、監視をしているところである。

○民間の中で解決できないことを、解決するために市がどのようにアプローチしていくかは、非常に難しいと考えるが見解は。

●民間事業者の行う事業の進め方については、やはり、市のほうで直接関与できない部分があるのは事実である。今年に入って基本設計ができてから、週に1回程度、頻繁に協議を重ねている。代表企業が事業を取りまとめていくに当たり、厳しく監視をしていくことで、きちんとしたマネジメントを行っていくように考えている。

代表企業については、PPPの実績もあるという中で、支店を挙げて応援体制をとると聞いている。現在の担当者でマネジメントのところが不足している部分は、会社の中で一丸となってやる体制ができていると確認をしている。

○2回も構成企業が変わるという状況で、企業選定の審査の仕方にも問題があったのではないかと。

●審査の点数については、地域資源の活用といったところで、10点の構成であった。代表企業側のグループが、地元企業を入れなかったということで最低点の2点となった場合でも、順位は入れ替わらないということで、審査は適正であったと考えている。

○構成企業が2度にわたって変わっていく中で、優先交渉権者の審査で高評価を得たコンセプトは継続されていくのか。

●今回の審査で高い評価となった諸室などの計画については、構成企業が変わったとしても、事業者の中で同様の提案の骨格を遵守してやっていく予定である。

○2回にわたる構成企業の辞退があり、事業手法そのものの選択に関して課題があったのではないかと認識しているが、30年間の総事業費で、リース方式が優れていると判断した理由は。

●30年間の純公共負担分については、BMT方式が11億6,267万6,000円、リース方式が11億2,943万6,000円、BTM方式が13億676万5,000円ということで、リース方式が30年間で優れていると判断したものである。

○従来方式でいうと、その分については幾らか。

●従来方式では、総事業費12億6,332万8,000円である。

○構成企業の変更及び辞退が2回にわたって起こっているが、入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業に係る民間事業者審査委員会について、この件について緊急で招集をかける等のことはされたの

か。

- 今回のB社の辞退については、審査委員会を再度行うということとはしていない。事業を継続する市の判断について、3名の外部委員に対しては報告し、意見を聴取した。その中では、時代背景から構成企業が変更になることは十分考えられ、公募要項等に明らかに抵触しない限り、代表企業が当該役割を担うとしても審査の見直しにはならない。審査委員としては、既に審査を終了しているが、提案内容が大幅に変わることでなければ市の判断を尊重したい、財務状況の観点からいえば、代表企業のほうがB社より企業規模も大きく、安定していると考えたとの意見を聴取している。

主な意見

- 2社の交代というのは、行政管理が甘い。今後、監視を強化するとの話だが、庁内全体で関わってほしい。市民の待ち望んでいる大切な事業なので、工期をこれ以上延期することなく、令和5年12月には整備を完了し、令和6年1月のオープンに向けて取り組んでほしい。
- 2社が辞退をした理由の中の経費面で折り合いがつかないという背景には、物価や資材の高騰、原油高が大きく影響している。入曽地区子育て支援拠点施設の事業の目的に一旦立ち返って、このまま事業を進めていくのかどうか、経費面や館の構成施設を再検討する時期にある。継続していくのであれば、マネジメント不足を代表企業そのものが認めているので、二度とこのような事態が起きないように市として管理を強化すべきだ。また経費を削減する中で、様々なところでコストダウンが図られていくと思うが、施設のパフォーマンスに影響が出ないようにチェック機能を市として働かせてもらいたい。
- この事業については、一度立ち止まって再検討する必要がある。
- この事業を直営で、従来方式でやった場合と比較すると、10年間で3,000万円、1年間で300万円しか変わらない。あえて民間を活用する一番大きな利点はマネジメント能力だと考える。その能力に不安がある企業に事業を任せ継続してよいのかということについては、非常に疑問である。今後も同じようなことが起こらないという確証は持っていない。事業継続の決定のプロセスについても、政策会議は開かれていないという説明があった。また、現時点でも参入企業については協議中のため、公表ができていない。このような中で、事業継続を決定するのは時期尚早であると考え。政策会議を経て検討することを要望する。
- マネジメントの部分に不安が残るので、それを払拭し、今後どうするのか検討してもらいたい。
- 構成企業が2回も変わる異常な事態について説明を受けたが、最初に優先交渉権者が決定された時のコンセプトが担保されて継続されることが確認できた。入曽の市民が待ち望んでいるのでこれ以上事業が延期することがないように進めていただきたい。

総 括

入曽地区子育て支援拠点施設等整備事業については、二度にわたる構成企業の変更や辞退が生じており、特に、2回目の構成企業の辞退に当たっては、代表企業のマネジメント力不足が主たる問題と考えられることが明らかとなった。また、複数の委員から事業を一度立ち止まって検討されたいとの意見が出たことは、大変憂慮すべきことであり、執行部としては、真摯に受け止めていただきたい。入曽地区子育て支援拠点施設は、市民が待ち望んでいる施設であり、安心して利用できるよう、行政として事業の進捗管理を強化されたい。

当委員会としては、これまでの経緯も踏まえ、今後も事業の進捗状況を引き続き注視するとともに、必要に応じて適宜調査をしてまいりたい。